

郵政民営化委員会（第95回）議事要旨

日時：平成24年12月18日（火）13：30～13：50

場所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室
（委員3名出席）

1. 概要

株式会社ゆうちょ銀行の新規業務の認可申請について

- ・ 意見書の案について、各委員とも異論なく同意したことから、「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務（個人向け貸付け、損害保険募集及び法人向け貸付け）に関する郵政民営化委員会の意見」として決定し、本日公表することとした。

2. 委員会における委員発言

本件意見書の提出にあたり、委員から主に以下のコメントがあった。

- ・ ゆうちょ銀行の新規業務の実施にあたり、内部管理態勢の一層の整備の必要性について、強調してもしすぎることはない。
- ・ 貸付けの業務は、ユニバーサル・サービスの対象となっていない。取扱い店から遠隔地の顧客について、契約できない場合がある旨、十分周知し、顧客に迷惑をかけないようにしてほしい。
- ・ 地域金融・経済への貢献の観点から、ゆうちょ銀行は、例えば融資を希望している中小零細企業があれば、近隣の地域金融機関へ紹介するなど、他の金融機関との協業について、積極的に検討していただきたい。
- ・ 法人向け貸付けについては、今回、大企業に限定したが、中小零細企業について、必ずしもニーズがないとは思っていないので、ゆうちょ銀行において、再度申請を希望されるのであれば、しっかりした体制整備に努めていただきたい。

3. その他

次回委員会については別途、事務局から連絡。

以上

（注）議事要旨は事後修正の可能性があることにご留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧ください。